

## 第53期（令和4年度）熊本地方最低賃金審議会

### 第53期第12回本審 議事録

1 日 時 令和4年8月23日（火） 10時30分～12時00分

2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階 大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、  
高峰委員、本田委員

（労働者代表委員） 西委員、猿渡委員、花岡委員、  
山本委員

（使用者代表委員） 岩田委員、岩永委員、近藤委員、  
坂本委員、原委員

（熊本労働局） 新田労働基準部長、【事務局】柴田賃金室長、竹森室長  
補佐、秋吉専門監督官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

（1）最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について

（2）地域別専門部会の廃止について

（3）県及び経産省に対する中小企業への支援の要請について

（4）その他

5 議事内容

室長補佐 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第53期令和4年度第12回熊本地方最低賃金審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。事務局では、熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づきまして、傍聴希望者を公示いたしておりましたところ、本日は2名の方から傍聴の申し込みがありましたので、ご案内申し上げます。なお、取材のため報道機関の方がお見えでございます。最低賃金制度や最低賃金審議会の広報のため、皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今後の議事進行を会長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

会長

おはようございます。皆様ご承知かと思いますが、各都道府県の最低賃金の形が大体見えてきたようです。それぞれ数字を見ますと、各県ともいろいろな議論を経て数字を出されたなと思っております。全体で見ると、近年、最低賃金をめぐる関心がずいぶん高まっていると思います。それは、とてもいいことだと思いますが、一方で最低賃金という制度が持っている課題、これはそのまま残っているような気がいたします。引き続き、私たちの熊本にふさわしい賃金について、審議していきたいと思っております。

私から一つ、報道機関にお願いをしたいと思います。

それは、今日の議題が三つありまして、異議の申立、専門部会そして最後に建議ということを行おうと思っております。これは、今回の最低賃金を決めるにあたって、行政当局の国、若しくは熊本県にこういう制度的なことを充実してほしいと、あえて言葉として要望するというものであります。これを建議と言いますけれども、これを今日、審議会で決めて、実効性があるものにしたしたいと思いますので、ぜひ県民の皆様にもこれを周知していただくよう、報道機関の方にもお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

それでは、定足数の報告を事務局からお願いいたします。

室長補佐

本日の委員のご出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名で、委員総数15名中14名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項、委員の3分の2以上または労働者委員、使用者委員及び公益委員の各3分の1以上の出席の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

会長

ありがとうございました。それでは、議題に入りたいと思えます。熊本県最低賃金の改正決定につきまして、8月5日に答申をいたしました。この答申に伴い、事務局において熊本地方最低賃金審議会の意見に関する公示を行いましたところ、異議申出があったと聞いております。事務局から報告をお願いいたします。

賃金室長

報告いたします。今年も昨年同様、2件の異議申出がありました。資料1は8月22日付で熊本県労働組合総連合から提出された異議申出書で、資料2は、同じく8月22日付で熊本県医療介護福祉労働組合連合から提出された資料でございます。

まず資料1、熊本県労働組合総連合からの答申につきまして、内容を要約して説明いたします。

「中央最低賃金審議会がC、Dランク30円の目安を示し、熊本地方最低賃金審議会で過去最高額の32円引上げて853円とする答申がなされたことには、一定の評価をする。しかし、私たちが求める1,500円にはほど遠い水準であり、人間らしく暮らせる賃金からは大きくかけ離れ、地域間格差も縮まっておらず不十分と言わざるを得ない。時給853円では、1日8時間、月22日就労したとしても、年収180万円しかならず、ワーキングプアで、到底水準を達することができないし、物価上昇分を補うこともできない。地域間格差が大きい現在の最賃制度が、都市部への人口流出に拍車をかけていることも事実である。

一方、世界に目を向けると、イギリスは4月から1,473円、フランスでは5月から1,425円に上げられ、ドイツでは10月から約1,576円へと大幅に上げられる。経済活動の停滞状況がますます深刻になっているときだからこそ、正規、非正規の区分なく、労働者が安定した収入を得て、健康で文化的、幸福な生活を実現できるよう、全国一律で最賃を大幅に上げることが求められている。

ここ20年、主要先進国の中で日本だけ実質賃金が上がっていないことが、メディアでも大きく取り上げられるようになってきた。岸田首相も新しい資本主義へと転換する経済政策を打ち出さざるを得ない状況となっている。また、財界、大企業の一部からも早急に、全都道府県で1,000円以上とし、数年後には1,500円まで上げることも視野にすべきであるという提言が出されおり、経済を好循環させるには、賃金の上げが不可欠なことは明らかである。

わが国では、最賃制度が導入されて以来、最賃の引上げ額を審議する際は、企業の支払い能力に絞られている。これも、日本独特の状況であり、賃金引上げの障壁となっているが、諸外国のように労働者の生活を守る賃金を保障するために、企業への支援を強化することも同時に議論されるべきではなからうか。

ぜひ、熊本県最低賃金審議会として、中小企業支援策を真剣に議論していただくことを求める。健全な経済再生が、賃金を引上げて消費を喚起することが欠かせない。コロナ禍と物価高騰を乗り越え、格差と貧困を解消するためにも、全国一律の最低賃金1,500円の実現に向けて、再審議していただくことを強く要望する。」

また、熊本県労働組合総連合がまとめた「全国一律最賃での経済の好循環を求める提言」が添付されております。

資料2につきましては、熊本県医療介護福祉労働組合連合会からの申出です。同じく、内容を要約して説明します。

「私たちは、労働者、国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引上げが必要と訴えてきた。答申は目安30円を2円上回るものであるが、「最低賃金法の最低の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはならなかった。答申された金額では、月に155時間働いたとしても132,215円、年158万円程度にしかならず、今回の答申について異議を申出ざるを得ない。

今年度の熊本県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見を踏まえて再審議を行い、意見を改定額に反映させていただくことを要望する。

記

1 「最低生計費試算調査」を取り組み、全国どこでも月額24万円(時給1500円)以上必要であることを明らかにしてきた。最低賃金額はこの結果にかなう水準に上げるべきだ。

2 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されない。地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結している。働く県によって、賃金の格差が8万円から9万円以上になる実態があり、この解消なくして、医師・看護師・介護職員の地域間格差は解決できないと考える。

3 最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時給額1500円は必要だ。一度に引上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引上げを議論するべきだ。これらの引上げ額の判断基準について、改めて審議してほしい。

また、添付資料として「医療福祉業の所定内賃金と地域別最低

賃金の関係」と題する資料が添付されております。

会長                    ありがとうございます。この申し入れに対しまして、熊本労働局長と審議会に諮問を行うと聞いております。局長よろしくお願ひします。

局長                    それでは、異議申出に係る諮問をさせていただきたいと思ひます。読み上げさせていただきます。

熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武 殿

熊本労働局長 新田峰雄

熊本地方最低賃金審議委員会の意見に関する異議申出について（諮問）

表記について、熊本県労働組合総連合および熊本県医療介護福祉労働組合連合会から別添のとおり、最低賃金法第11条第2項に基づく異議申出があったので、貴審議会の意見を求める。よろしくお願ひします。

室長補佐            それでは、審議に入りますので、申し訳ありませんが、ここでマスコミの皆様方にはご退出をお願いいたします。

（マスコミ 退室）

会長                    それでは、ただいまの異議申出書及び事務局からの説明、そしてご質問等はございませんか。

なければ、労使それぞれからご意見を聴きたいと思っております。本日の予定は、労働者側代表委員、使用者側代表委員の意見を取りまとめ、審議会として局長に答申することになります。

労使双方からの意見や発言にあたりまして、まず労使それぞれの個別協議をお願いしたいと思ひます。個別協議が終了しましたら、その後公使協議、続いて公労協議という流れで意見を取りまとめたいと思っております。

事務局が用意しました個別協議の控室は、使用者側が9階の小会議室、労働者側が9階の基準部長室でお願いしたいと思ひます。時間は20分程度を予定しております。

（労使個別協議、公使会議、公労会議）

会長                    それでは、再開したいと思います。異議申出に係る労使双方の意見を踏まえましたので、ご説明いたします。

                          基本的には、労働者代表側、使用者代表側とも表現はそれぞれ若干異なりますが、考え方としては一緒だったかなと思っております。基本、再審議の必要はないという結論です。

                          理由は、これまでの審議会の中で、物価上昇の問題も含めて十分議論をし尽くした結果としてのプラス2円であるということが大前提であります。それから、異議の中でも指摘されております諸制度の問題については、国、県という行政当局の支援が大きな柱になると思うので、熊本地方最低賃金審議会としても、建議という形で支援策をきちんと要望していくということでありました。

                          公益代表委員側としても基本的に使用者代表委員側、労働者代表委員側の意見と同じでした。結論は再審議の必要はない。十分議論を尽くした結果であるということで結論をまとめたいと思います。よろしいですか。

委員全員              はい。

会長                    答申文をとりまとめたいと思いますので、事務局に答申文(案)の準備をお願いします。

室長補佐              それでは、答申文(案)を朗読させていただきます。

                          (案)

                          熊賃審発第、号

                          令和4年8月23日

                          熊本労働局長 新田峰雄 宛

                          熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武

                          当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)

                          令和4年8月23日貴職から令和4年8月5日付熊本県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会からの異議申出について意見を求められたので慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

                          記

令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である  
以上です。

会長                    ありがとうございます。ただいまの答申文(案)につきまして、何かご意見はありませんでしょうか。  
                            特段ないようです。それでは、ご承認いただきましたので、局長に答申いたします。事務局は、答申文の準備をお願いいたします。

(マスコミ 入室)

室長補佐              ただいまから異議申出の諮問につきまして、会長より局長へ答申を行います。

会長                    熊賃審発第13号  
                            令和4年8月23日  
                            熊本労働局長 新田峰雄 宛  
                            熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武  
                            当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について(答申)  
                            令和4年8月23日貴職から令和4年8月5日付熊本県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会からの異議申出について意見を求められたので慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和4年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。

局長                    ただいま、答申文の頂戴をさせていただきました。委員の皆様方におかれましては、この最低賃金、このような審議におきまして長きに渡りまして真摯なご議論をいただきまして、誠にありがとうございます。

                            これから、官公公示の手続きを速やかに進めまして、10月1日に発効できるようにいたしたいと思っております。引き続き、改定された後の最低賃金の周知や、また業務改善助成金をはじめとする現行制度の支援策の周知につきましても、ご協力いただければ幸いです。

本当にありがとうございました。

会長 8月5日付熊本県最低賃金の決定についての審議会の意見（答申）に関する異議申出の審議については、これで終了いたします。

室長補佐 次の議事に入りますので、申し訳ございませんが、マスコミの方はここで一旦ご退出をお願いいたします。

（マスコミ 退室）

会長 それでは、2番目の議事に入ります。地域別最低賃金に係る熊本県最低賃金専門部会の廃止についてです。事務局から説明をお願いします。

賃金室長 熊本県最低賃金専門部会の廃止についてです。熊本県最低賃金につきましては、7月下旬から8月上旬にかけ、5回の専門部会を開催し、審議いただきまして、8月5日の第11回本審で改正答申となりました。そして、本日8月23日の第12回本審におきまして、改正に係る異議申出の審議を行っていただいたところです。異議申出に係る答申を受けましたので、熊本労働局長が熊本県最低賃金の決定を行い、事務局にて官報公示等の諸手続きを行うこととしております。手続きどおりに進みますと、10月1日からの発効となります。

最低賃金審議会令第6条第7項で最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは審議会の議決によりこれを廃止するものとしてされており、ここでいう「その任務を終了したとき」とは、当該専門部会に係る最低賃金についての異議申出期間が満了することを一つの基準としてされており、

従いまして、本日の第12回本審におきまして、専門部会の任務が終了したものと取り扱われます。

会長 ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

特段ないようでしたら、議事を進めます。それでは、熊本県最低賃金専門部会について、局長が答申を受けて、熊本県最低賃金が決定されましたので、熊本県最低賃金専門部会の任務が終了

いたしました。よって、当審議会の議決によって熊本県最低賃金専門部会を廃止いたします。よろしいでしょうか。

委員全員            はい。

会長                ありがとうございます。それでは、3番目の議事に入ります。  
8月5日の熊本県最低賃金の答申の際に、企業が賃金の引上げに対応するため支援施策等の実施につきまして提案がありました。最低賃金法第21条の規定によりまして、当審議会として労働局長への建議を行いたいと思います。それでは、まず建議について事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長            最低賃金法第21条に基づく建議につきましてご説明いたします。最低賃金法第21条には、「地方最低賃金審議会は、最低賃金の調査審議に関し、必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる」と規定されています。

今回の調査審議の中で、企業が最低賃金の引上げに対応するための支援施策の十分な実施等の要望がありました。建議につきましては、平成28年の熊本地震の際、また令和元年及び令和2年にも提出されております。なお、昨年度は、答申文の中に中小企業に対する支援策についての要望が決議されております。

会長                当審議会として、今回も労働局長へ建議を行いたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員全員            はい。

会長                それでは、建議書の(案)は、事前に皆様方から意見をいただき、事務局にて案が作成されました。今日、資料として添付しております。事務局は、建議書(案)の朗読をお願いします。

室長補佐            朗読します。  
建議書(案)  
熊賃審発第  
令和4年8月  
熊本労働局長 新田峰雄 殿  
熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武

最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策等について（建議）  
熊本地方最低賃金審議会は、標記に関し、下記のとおり最低賃金法第21条の規定に基づき建議する。

記

最低賃金の引上げとそれを支援する各種支援施策は車の両輪である。ついては、次の事項が実現されるよう要望する。

#### 1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策の拡充

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化、燃料費や原材料費の高騰等の影響を踏まえ、政府における最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策について、一層の拡充と迅速・適切な実施に向けて、厚生労働本省や熊本県等関係行政機関に働きかけを行うこと。

特に、「業務改善助成金」については、これまで以上に制度の周知徹底を図り、より一層活用促進に努めるとともに、さらに申請しやすい制度となるよう手続きの見直し、迅速な支給決定等、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること。

なお、支援の拡充に当たっては、賃金水準が相対的に低い地域に対して、重点的に実施されるよう強く要望する。

#### 2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上や取引適正化を通じて各企業が賃金引上げの原資を確保できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の取組や価格転嫁への国民及び事業者の理解を促す広報活動の実施など賃金引上げに向けた環境整備を推進するよう政府に対し強く要望する。

また、賃金引上げが円滑に実施されるよう賃金引上げを行った企業に対する優先的な政府調達、税制・社会保障面での優遇など中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備をさらに推進するよう要望する。

会長

ありがとうございました。ご説明を補足したいと思います。今回、建議書についてちょっと時間が短かったのですが、各委員に事前に原案を見てもらい、いろいろ意見をいただきました。それを全体に反映させたのが、この建議書（案）です。

1点、使用者側から、指摘がありました所得の壁の問題です。結論から言うと、今回この建議書(案)には反映させておりません。扶養の範囲で働く方の問題等あり、この改正ルールの整備を強く要望しますという趣旨のご意見が出ました。

公益でも話をして、問題意識として共有しております。けれども、最低賃金の建議で言うと、少し違うかなということもありました。トータルには、建議の範囲の中の趣旨として含まれているのではないかと判断をいたしまして、この案になったような次第です。

この建議書(案)について、皆様ご意見はございませんでしょうか。

特段ないようでしたら、文案どおり、事務局は建議書の作成をお願いします。

(マスコミ 入室)

室長補佐            それでは、会長より局長へ建議を行います。

会長                熊賃審発第14号  
                      令和4年8月23日  
                      熊本労働局長 新田峰雄 殿  
                      熊本地方最低賃金審議会会長 高峰武  
                      最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策等について(建議)  
                      熊本地方最低賃金審議会は、標記に関し、下記のとおり最低賃金法第21条の規定に基づき建議する。

記

最低賃金の引上げとそれを支援する各種支援施策は車の両輪である。ついては、次の事項が実現されるよう要望する。

1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策の拡充

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化、燃料費や原材料費の高騰等の影響を踏まえ、政府における最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策について、一層の拡充と迅速・適切な実施に向けて、厚生労働本省や熊本県等関係行政機関に働きかけを行うこと。

特に、「業務改善助成金」については、これまで以上に制度の周知徹底を図り、より一層活用促進に努めるとともに、さらに申

請しやすい制度となるよう手続きの見直し、迅速な支給決定等、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること。

なお、支援の拡充に当たっては、賃金水準が相対的に低い地域に対して、重点的に実施されるよう強く要望する。

## 2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上や取引適正化を通じて各企業が賃金引上げの原資を確保できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の取組や価格転嫁への国民及び事業者の理解を促す広報活動の実施など賃金引上げに向けた環境整備を推進するよう政府に対し強く要望する。

また、賃金引上げが円滑に実施されるよう賃金引上げを行った企業に対する優先的な政府調達、税制・社会保障面での優遇など、こうした中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備をさらに推進するよう要望する。

室長補佐 マスコミの皆様申し訳ございませんが、退出をお願いします。

(マスコミ 退室)

会長 それでは、これで本日の議事については終了いたします。最後に特定最低賃金専門部会の審議日程について、事務局から説明があります。

室長 特定最低賃金の審議予定についてご説明いたします。8月5日の第11回本審におきまして、特定最低賃金についての諮問が行われました。法令の規定により、特定最低賃金専門部会を設置することになります。

そのための労働者側委員、使用者側委員の推薦公示を8月25日木曜まで行い9月上旬には、専門部会委員の任命をさせていただく予定としております。関係労使の委員の方には、8月25日まで必ず推薦いただきますようご協力をよろしく願いいたします。既に推薦をされている部会もあります。

特定最低賃金専門部会の審議につきましては、9月中旬から

10月中旬まで3部会、電気、輸送、百貨店を開催し、10月14日金曜までに答申をいただきますと、例年どおりの12月15日発効となります。そこで、第13回本審で特定最低賃金の改正の答申を10月14日金曜午前10時半から、この10階大会議室で開催を予定しております。

9月中旬から10月上旬に開催されます特定最低賃金専門部会の日程調整につきましては、労使それぞれの委員からご推薦いただいて全て揃ってから、専門部会委員の皆様宛てに出席可能な日程をメールでお知らせいただき、日程の調整をしたいと思います。

よろしくお願ひ申し上げます。

会長

ありがとうございました。

それでは、ほかに何かご意見したいことはございませんか。

なければ、本日の議事録及び資料の公開について、公開でよろしいでしょうか。

委員全員

はい

会長

ありがとうございました。

これから、特定最低賃金の審議も始まりますので、皆様方のご協力よろしくお願ひいたします。お忙しい中、本当にありがとうございました。今日の本審を終わりたいと思います。